

教保体第307号
令和2年6月8日

各市町村教育委員会教育長
関係各特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校に設置している遊具の安全確保について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり事務連絡がありました。

つきましては、趣旨を御理解の上、児童の安全確保に万全を期していただくようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下関係各学校等への周知につきましても御配慮いただきますようお願いいたします。

県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 村田 憲一郎
電話 048-830-6964
FAX 048-830-4971



事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定 御中
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校に設置している遊具の安全確保について

令和 2 年 5 月 7 日に別紙のとおり遊具に関する事故が発生し、別紙のとおり国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付いたします。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@next.go.jp

事務連絡
令和2年5月19日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園の安全管理の強化について

都市公園内において、以下のとおり事故が発生したのでお知らせします。

- ・令和2年4月8日（水）午後5時頃、街区公園内において、小学生低学年の男児が木の根にひっかかりつまずき、フェンスのボルト部分に接触し、腹部を裂傷し5針縫合した（別添1）
- ・令和2年5月7日（木）午後5時頃、街区公園内において、8歳男児がヘルメットをかぶったまま木登りし、転落、ヘルメットが枝にひっかかり、ヘルメットのあご紐が首にかかりぶら下がり状態となった（別添2）

別添1の事故について、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」では、「Ⅱ-2 公園施設における安全性の向上における基本的な考え方」（P10）において、「公園管理者は、公の営造物として公園施設が通常有すべき安全性を確保及び向上させるよう、公園施設の使用法、公園施設の配置、公園施設の設置場所の環境及び利用状況等を把握し、事故につながる危険性を予見する観点を持って安全点検を行うとともに、変状及び異常が発見された場合は適切に措置する。」としており、公園管理者は事故につながる恐れのある不適切な突起など、子どもが予測しにくい危険についても点検で確認し、除去することが必要です。

また、別添2の事故については、不適切な服装等による人的ハザードに起因する事故になります。「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の「3-1 遊具の安全確保に関する基本的な考え方」（P12）において、「子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める」と示しており、子どもの服装など利用に関する人的ハザードについては、子ども・保護者等により除去することを基本としつつ、掲示などにより注意を喚起することも検討されます。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、より一層の安全に対する配慮と周知等に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知されるようお願いいたします。

【事故の概要】

■発生日 令和2年4月8日（水）

■発生場所 人口約100万人以上の都市

■発生公園 街区公園

■状況

- ・小学生数人で鬼ごっこをしていたところ、木の根にひっかかりつまづいて、フェンスのボルト部分に接触し、腹部に5針縫合の裂傷をした。
- ・木の根が地表面に露出していたこと、ボルトが飛び出していたことが要因とされる。
- ・事故発生後、公園管理者によりボルト突出部にゴムキャップで応急処置し、ボルト・ナットを交換した。市内で同様のフェンスがないか調査中である。

■事故関連写真



事故現場



ボルト突出状況



ボルト応急処置状況



ボルト処置後

【事故の概要】

■発生日 令和2年5月7日（木）

■発生場所 人口約20万人以上の都市

■発生公園 街区公園

■状況 ・本事故は、8歳男児がヘルメットを被ったまま樹高3m程度の木に登り、転落、ヘルメットが枝に引っかかり、ヘルメットのあご紐が首にかかりぶら下がり状態になったもの。

【参考】一般社団法人日本公園施設業協会では、人的ハザードによる遊具と遊び場での事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者などのために、遊具の安全な利用方法の啓発パンフレットと紙芝居「仲良く遊ぼう安全に」を制作、配布しています。[\(https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/\)](https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/)

※パンフレット（P7,8抜粋）

遊ぶ時の服装に関する注意事項が記載されています。

他にも看板掲示等に役立つ情報が記載されておりますので参考にしてください。

遊ぶ前の注意事項

① 遊び場は安全か？ あらかじめ確かめておこう

児童遊具が設置すべきことですが、設置後の保全も怠らぬこと。事故防止のために遊具の点検も重要になってきます。

- 子どもの年齢に応じた遊具があるか？ 小さい子ども用の遊具と大きい子ども用の遊具の区別はありますか？
- 石やガラスのかけらなどは落ちていませんか？
- 遊具は壊れていませんか？
- 遊具の下や周りはコンクリートやアスファルトで固められていませんか？
- 遊具の下や周りに設置された障害物はありますか？
- 遊び場の外側で水たまり（池や噴水など）や公道等に落ちた遊具はないか？
- 遊具に安全安心マークは貼られていますか？

② お天気は？

外遊びをするときには天気にも気を付けてください。雨天では遊ばず、延期をずらして遊ばせよう。

- 雨にぬれた遊具は滑りやすいので注意。
- 雨が降ったら、外で遊ばない。
- 曇りや、紫外線も強い日には、帽子をかぶらせる。
- 日射によりスチールやステンレスなどは表面が高温になる場合がありますので、やけどに注意。
（夏場はより注意が必要です）

③ 遊び場へ行くときは？

- 3歳から有識の幼児には、大人が必ず手を取ってください。
- 安全な道を走り、車や自転車による交通事故や障害に気を付ける。

④ 遊ぶときの服装は？

夏服着、薄着でも子どもに、涼やかな服装をさせてください。ひざまきついたり、裾まきついたりしない服装。履きやすい靴は大切です。靴紐がゆるい靴やベルトなどが絡まるような靴は避けてください。また、靴が脱げるとパタンズや足指が露出しやすくなる靴は避けてください。

- 上部の紐を閉じ込めない。
- マフラーやひも付きの洋服は避けよう。
- ランドセル、かばん、水筒、ヘルメットは外さず。
- パーカーなど、裾のまわりにもフードの付いた服装は身につけてください。
- 足に合った靴がよい靴をはかせよう。
- 靴のチーフはきちんとはめさせる。靴ひもはしっかり結ばせよう。

⑤ 体調は？

- 日ごろの体調から見て、体調が悪いときは運動能力も低下している可能性があります。さらに健康を損ねるおそれがあるので、無理に遊ばせない。
- 遊ぶときの飲水量は大切です。適量に水分を補給させる。